

ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス
選 択 約 款
家庭用調理・温水・暖房契約
～あったかトクトク料金～

2025 年 11 月 5 日実施

株式会社 NTT ドコモ

目次

1. 適 用	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 適用の限界	3
6. 料 金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 割引制度	3
9. 設置確認	3
10. その他	4
付 則	5
(別 表)	6

1. 適 用

- (1) この「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 選択約款 家庭用調理・温水・暖房契約～あったかトクトク料金～」(以下「この選択約款」といいます。)は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 基本約款」(以下「基本約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

- (1) 「調理機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「温水機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「浴室暖房乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (5) 「衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行うことを主な目的とした燃焼機器、もしくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有する部分をいい、専用住宅の全部、または併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する住居部分の室をいいます(浴室、洗面所等は含みません。)。

(9)「暖房期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいい、「暖房期を除く期間」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月間をいいます。

(10)「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

(1)または(2)のいずれかの事項を満たすことを条件といたします。

(1)専用住宅において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。

(2)ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。

4. 契約の締結

(1)お客さまは、次に定める期間(以下「最低利用期間」といいます。)契約を継続していただきます。

①この選択約款にもとづき新たにガスの使用を開始した場合は、適用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までを最低利用期間といたします。

②東邦ガス、東邦ガスの他の取次店、東邦ガス以外の他のガス小売事業者から当社へ変更してこの選択約款にもとづきガスの使用を開始した場合、または当社の他のガス使用契約からこの選択約款に変更した場合は、適用開始日から同日が属する月を起算月として12か月目の月の定例検針日までを最低利用期間といたします。

(2)ガスの使用を開始するとき、所有機器確認において3の適用条件または8の割引制度の適用条件(以下「3または8に定める適用条件」といいます。)と一致しないことが判明した場合、所有機器情報にもとづき当社が適用可能な選択約款または割引制度を適用することを事前に承諾いただきます。なお、適用する選択約款または割引制度については、書面にてお知らせいたします。

5. 適用の限界

当社は、ガス基本約款にもとづき、お客さまからのこの選択約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

6. 料 金

当社は、別表の料金表 1 および料金表 2 を適用して、料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

東邦ガスは、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

8. 割引制度

(1) 当社は、次の条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式によるお申し込み（4（2）はこの限りではありません。）にもとづき割引を適用いたします。

乾燥割引

適用条件 居室にて暖房機器を使用しており、あわせて住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること。

(2) 当社は、割引制度を適用する場合、別表の料金表 2 を適用して割引額を算定いたします。

(3) すでにこの選択約款を契約されているお客さまで、割引制度の適用を受けられていないお客さまが、お申し込みにより新たに割引制度の適用を受けられる場合、もしくはすでに割引制度の適用を受けているお客さまが、割引制度の適用を取りやめた場合、その最低利用期間は、4（1）の当社の他のガス使用契約からこの選択約款に変更した場合と同様といたします。

9. 設置確認

(1) 当社または東邦ガスは、3 または 8 に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、あ

るいは3または8に定める適用条件を満たしていないと当社または東邦ガスが判断した場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約することがあります。

(2) 調理機器、温水機器、暖房機器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

(3) 割引制度の適用を受けられているお客さまが、浴室暖房乾燥機、衣類乾燥機を取り外すなど8に定める割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、割引制度の適用を取りやめたものといたします。

10. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施の期日

2025年11月5日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 割引制度を適用しない場合の料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。また、割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金は、基本料金と従量料金の合計といたします(1円未満の端数は切り捨て)。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金に別表の料金表2に定める割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数は切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が別表の料金表2に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)
- $$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (6) 調整単位料金を算定しなかった場合、暖房期の基準単位料金は、料金算定期間の末日が暖房期に属する料金に適用し、暖房期を除く期間の基準単位料金は、料金算定期間の末日が暖房期を除く期間に属する料金に適用いたします。

2. 料金表1

<暖房期>

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、70立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が70立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A(消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	990.00円
----------------------	---------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	175.69円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,265.00円
----------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	161.94円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	3,052.50円
----------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136.41円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

<暖房期を除く期間>

（1）適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたし

ます。

料金表D 使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	759. 00円
----------------------	----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	210. 52円
-------------	----------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 588. 88円
----------------------	-------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	169. 03円
-------------	----------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 833. 33円
----------------------	-------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	164. 14円
-------------	----------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,077.77円
----------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	161.70円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	2,648.14円
----------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	159.41円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	7,109.25円
----------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	150.49円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2（割引制度）

乾燥割引

(1) 割引率

割引率	5 パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
----------------------	--------------------------------